

日野市告示第 210 号

平成 30 年 7 月豪雨による被災納税者に対する  
市税の納期限等の期日の指定について

日野市市税条例（昭和 33 年 4 月 29 日日野市条例第 13 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 30 年日野市告示第 143 号（平成 30 年 7 月豪雨による被災納税者に対する市税の納期限等の延長について）において別に告示で定めることとされている期日（以下、「期日」という。）のうち、一部税目の納期を次のように定める。

なお、次に定めのない期日のうち、その期限が平成 30 年 7 月 5 日から平成 30 年 12 月 27 日までの間に到来するものについて、同月 28 日とする。

平成 30 年 11 月 9 日

日野市長 大坪 冬彦

<納期>

個人市民税（普通徴収）

平成 30 年度	第 1 期	平成 30 年	7 月	2 日
平成 30 年度	第 2 期	平成 30 年	12 月	28 日
平成 30 年度	第 3 期	平成 30 年	12 月	28 日
平成 30 年度	第 4 期	平成 31 年	1 月	31 日

個人市民税（特別徴収）

平成 30 年度 6 月分～11 月分 平成 31 年 1 月 10 日

固定資産税・都市計画税

平成 30 年度	第 1 期	平成 30 年	5 月	31 日
平成 30 年度	第 2 期	平成 30 年	12 月	28 日
平成 30 年度	第 3 期	平成 30 年	12 月	28 日
平成 30 年度	第 4 期	平成 31 年	2 月	28 日